

【令和8年5月20日】

隣接市で路線バス事業の実績を有する事業者(4社)へ事業用(緑ナンバー)による代替運行の提案を打診

提案なし

- ・阪急バス
- ・近鉄バス
- ・京都京阪バス
- ・奈良交通

提案なし

【令和8年6月17日】

他の交通事業者から事業用(緑ナンバー)による代替運行の提案の申し入れ
↓ 具体的提案に向け、運行内容の確認

【令和8年7月16日】

交通事業者において実現性等を踏まえ検討された結果、具体的提案には至らず

事業用(緑ナンバー)による代替交通の運行は困難

5系統、84系統、87系統
は交通空白地に該当

交通空白地で有償運送を行う

自家用有償旅客運送
(公共ライドシェア)

第1種運転免許での運行が可能

交通事業者のノウハウを活用

事業者協力型自家用有償旅客運送
での代替運行を検討

運行主体:市町村

運行委託

交通事業者(バス・タクシー)

より安心、安全なサービスの提供が可能

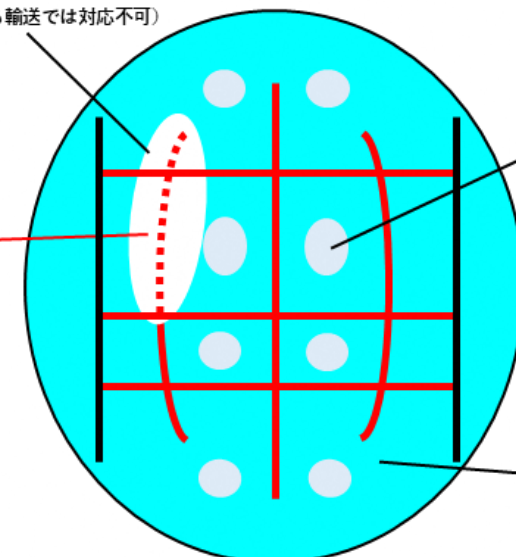
交通空白地について

【交通空白地の該当条件】

- (1)バス路線が廃止
- (2)交通事業者による営業運行が不可
- (3)タクシーが恒常的に30分以内に配車されない、あるいは配車されるものの、タクシー車両による輸送に対応できない程度の需要がある

交通空白地
(タクシー車両による輸送では対応不可)

- ・バス路線廃止
- ・緑ナンバーの運行提案なし



— 鉄道
— バス路線

公共交通
不便地域

公共交通
カバー圏域